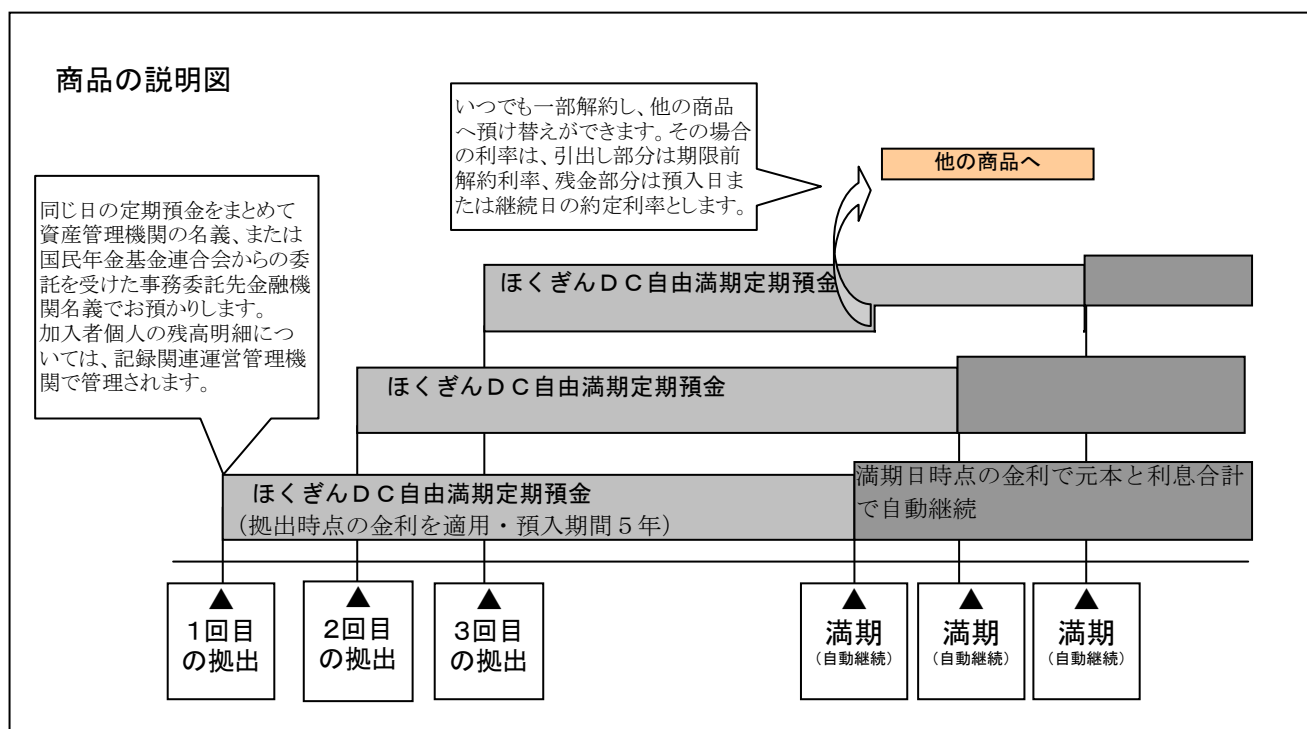


## 銀行預金 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	ほくぎんDC自由満期定期預金(5年)
愛称	ほくぎんDC自由満期定期5年
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. お預入れ期間	最長5年(お預入日の5年後の応答日まで)
4. お預入れ方法	当制度における拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。
お預入れ単位	1円以上 1円単位(上限はありません。)
5. 利息	
適用利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お預入れ期間に応じて7段階(①6ヶ月未満 ②6ヶ月以上 ③1年以上 ④2年以上 ⑤3年以上 ⑥4年以上 ⑦5年)の利率を適用します。 (預入期間が6ヶ月未満での解約の場合は、解約時の普通預金金利が適用されます。)</li> <li>● お預入れ時に適用される約定金利は満期時まで変わらない確定利回り商品です。</li> <li>● 適用金利は毎週の最終営業日に翌週の金利を決定します。</li> </ul>
利息計算方法	お預入れ期間に応じた利率で、預入(継続)日にさかのぼって、1年を365日として日割かつ半年複利で計算します(付利単位1円)。
満期時利息のお支払い方法	継続時に預金元本に組み入れられます。
6. 払戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 満期日には利息を元本に組入れ、「ほくぎんDC自由満期定期預金(5年)」に自動継続します。</li> <li>● 最長預入期間(5年)経過前に解約される場合の利息は、預入期間(預入日から解約日の前日まで)に応じた預入日の適用金利により計算し、元本とともに支払われます。 なお、預入期間が6ヶ月未満での解約の場合は、解約時の普通預金金利が適用されます。 ・解約時には、複数の定期預金(明細)を保有している場合、個別の定期預金(明細)を指定して解約することが可能です。 ・特に指定のない場合は、解約元金が払戻請求する金額に達するまで、預入日(継続日)から解約日までの日数が少ないものから順次解約します。</li> </ul>
一部払戻し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一部解約をする場合、その利息は預入期間(預入日から一部解約日の前日まで)に応じた預入日の適用金利により計算し、解約元本とともに支払われます。</li> <li>● 一部解約後の残金については、それまでの預入期間が継続されます。</li> </ul>
7. 手数料	ありません。
8. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては払戻し時および継続時の利子所得に対して課税はされません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>
9. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本商品は確定拠出年金法に定められる元本確保型の商品です。</li> <li>● お預入れ日(または継続日)から5年後の満期日に、解約の申し出がない限り、約定金利で計算した利息を元本に組入れて自動継続します。また、お預入れ期間の途中でお引き出した場合でも、所定の利率により計算した利息と元本をお支払いします。</li> <li>● 商品提供機関(北陸銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本および利息については保護されないおそれがあります。</li> </ul>

項目	内容
10. セーフティ ネット情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本商品は預金保険の対象になっています。 【保護の対象預金と保護の範囲】 当行へ預入の預金については、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 ただし、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす決済用預金(※)は全額が保護されます。 (※決済用預金……普通預金の一部、当座預金、別段預金の一部)</li> <li>● なお、金融機関名義の預金は、預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。</li> <li>● ただし、北陸銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。</li> </ul>
11. 持分の計算方法	本商品の加入者毎の持分についての計算は元金によるものとします。なお、加入者の個人別持ち分は日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー社(記録関連運営管理機関)により計算・管理されます。
12. その他ご留意 いただく事項	お預入れされている預金のうち、満期が到来する預入分については当該満期日の2営業日前から満期日までは払戻しの運用指図(スイッチング)をお受けすることはできません。
13. 商品提供機関	株式会社北陸銀行



**(運営管理機関) リそな銀行**

◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の適用金利推移と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。